

別表1 所得税の限界税率

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	税率
0円以上195万円以下	5%
195万円を超え330万円以下	10%
330万円を超え695万円以下	20%
695万円を超え900万円以下	23%
900万円を超え1,800万円以下	33%
1,800万円を超え4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	0%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合